

令和3年(2021年)4月30日

保護者の皆様

豊中市立少路小学校  
校長 沖野 勝 則

### 今年度の水泳授業の中止について

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、水泳授業実施の判断をする時期となりました。文部科学省から水泳指導の取扱いを記した通知文(令和3年4月9日付事務連絡「学校の水泳授業における感染症対策について」スポーツ庁政策課学校体育室)では、以下のように記されています。

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。特に、水泳の授業においては、複数学級による合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行ったりするなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場면을避けるなど、下記の事項(省略)を十分に踏まえた対策を講じた上で、水泳授業の実施について検討してください。

そこで本校では、次の理由から様々な感染リスクへの対策が不十分になることや、児童の健康と安全が第一であることから、今年度の水泳授業を中止といたします。2年連続で中止となりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ①マスクを外す時間帯であるプール内やプールサイド、更衣室において、密集・密接を避ける等、飛沫感染を防ぐ対策を講じることが難しい。
- ②児童を少人数で実施することも検討したが、指導にあたる教職員の人数が少数となってしまうことから安全確保の面で不十分な指導体制となってしまう。
- ③市内で新型コロナウイルスの変異株によるクラスター(集団)感染が発生している等、第4波の影響が今後も予想され、リスクを避けた方がよい。

なお、「水遊びの心得」や「水泳運動の心得」、「水泳の事故防止に関する心得」につきましては、授業で学習いたします。

(参考) スポーツ庁「学校の水泳授業における感染症対策について」

